

情報セキュリティポリシー

【基本方針】

制定:平成 15 年 10 月 1 日

改定:平成 19 年 5 月 1 日

改定:平成 23 年 9 月 1 日

改定:平成 28 年 4 月 1 日

改定:令和 2 年 5 月 1 日

改定:令和 4 年 10 月 1 日

改定:令和 8 年 4 月 1 日

千代田区

＜改定履歴＞

	制定(改定)年月日	備考
1	平成 15 年 10 月 1 日	初版制定
2	平成 19 年 5 月 1 日	改定
3	平成 23 年 9 月 1 日	改定
4	平成 28 年 4 月 1 日	総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成 27 年 3 月発表）」の改定に基づいた対策基準の改定を実施
5	令和 2 年 5 月 1 日	個人情報の適切な取り扱いの強化を図るため「個人情報安全管理措置運用監査」を記載し対策基準の改定を実施
6	令和 4 年 10 月 1 日	業務の効率性・利便性の向上を目的として、インターネット接続系に主たる業務端末を置く利用モデル（β・β'モデル）へのセキュリティ対策を記載し対策基準の改定を実施
7	令和 8 年 4 月 1 日	総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 6 年 10 月版）」及び「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 7 年 3 月版）」を反映させるとともに、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号。令和 6 年 6 月 26 日公布）による地方自治法第 244 条の 6 第 1 項に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針として位置付ける改定を実施

目 次

1. 目的.....	3
2. 用語の定義.....	3
3. 情報セキュリティ組織体制.....	3
4. 適用範囲.....	3
5. 情報セキュリティ遵守義務.....	4
6. 情報資産の分類.....	4
7. 情報セキュリティ対策.....	4
8. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施.....	5
9. 情報セキュリティポリシーの見直し.....	5
10. 情報セキュリティ対策基準の策定.....	5
11. 情報セキュリティ実施手順の策定.....	5
12. 法令等の遵守.....	5
13. 罰則.....	6
附則.....	6

千代田区情報セキュリティポリシー基本方針

1. 目的

千代田区情報セキュリティポリシー基本方針（以下「基本方針」という。）は、千代田区（以下、「区」という。）の情報システム及びそれに伴う職務において、区が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するとともに、情報セキュリティ対策を推進し実現するための基本的な方針として定めるものである。

あわせて、本基本方針は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 6 第 1 項に基づく「区のサイバーセキュリティを確保するための方針」として位置付ける。

2. 用語の定義

本基本方針における用語の定義は、次のとおりである。

(1) 情報

職務の遂行に伴ってコンピュータ及び記録媒体に記録されたデータ並びに記録されたデータが処理され出力されたもの全てをいう。

(2) 情報システム

コンピュータシステムの利用により業務を体系化し、当該業務の一部又は全部の事務処理を行うものをいう。

(3) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び対策基準をいう。

(4) 脅威

自然の脅威（地震、火災、風水害等）、情報システムの脅威（情報システムの故障、誤動作等）及び人的な脅威（不正行為、誤操作等）をいう。

(5) 情報セキュリティ

情報資産を脅威から守り、「機密性」、「完全性」及び「可用性」を確保することをいう。

- ・「機密性」：外部に知られてはならないデータが漏れないこと

- ・「完全性」：データが正確に保たれること

- ・「可用性」：必要なときに必要なデータが利用できること

(6) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティを維持するための管理策をいう。

3. 情報セキュリティ組織体制

情報セキュリティ対策に取り組むための十分な組織体制を整備し、権限と責任を規定し、情報セキュリティ推進と対策を実施していくものとする。

4. 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、区長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委

員、区議会(議会事務局のみ)とする。

(2) 情報資産の範囲

区が保有する以下のものを情報資産とする。

- ①ネットワーク、情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体
- ②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5. 情報セキュリティ遵守義務

適用範囲を扱うすべての者は、業務の遂行にあたり、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守することの義務を負うものとする。

6. 情報資産の分類

区が管理する情報資産は、その重要度に応じて分類し、必要に応じ取扱い制限を行うものとする。

7. 情報セキュリティ対策

区が管理する情報資産を脅威から保護するために、次に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

サーバ等の設置や保守・管理、配線含めた電源等の物理的セキュリティ対策により、情報システム全体への悪影響や、業務の継続性への支障を防ぐ。

(2) 人的セキュリティ対策

職員等、また、外部委託事業者等が情報資産を取り扱う際に遵守すべき事項、禁止事項を明確化することにより、コンピュータウイルス等の感染、情報漏えい等の被害の発生を防ぐ。

(3) 技術的セキュリティ対策

ログの管理やシステム管理記録の作成、バックアップ他の技術的なセキュリティ対策により、不正利用による情報システム等へのサイバー攻撃、情報漏えい、改ざん等の被害の発生を防ぐ。

(4) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(5) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託事業者の選定基準や外部サービス利用に係る規定を整備し、委託先事業者や外部システムからの情報漏えい等の情報セキュリティ事故を防ぐ。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を

講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(6) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

8. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し対策を講ずるものとする。

9. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

10. 情報セキュリティ対策基準の策定

区における情報セキュリティ対策の統一基準となる情報セキュリティポリシー対策基準（以下「対策基準」という。）を定め、想定される脅威に対応するための対策要件を規定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより区の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。ただし、区が認める場合は公開することがある。

11. 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ対策に関する手法及び手順の詳細について、実施手順へ反映させるものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより区の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

12. 法令等の遵守

全ての適用対象者は、職務遂行において、次の法令のほか関係法令等に従わなければならない。

- ① 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)
- ② 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)

- ③ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- ④ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑤ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
- ⑥ 千代田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 36 号）
- ⑦ 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 30 号）

13. 罰則

情報セキュリティポリシー及び実施手順に定められた情報セキュリティ対策に違反した職員は、関連法令等の規定により、懲戒処分、損害賠償請求等の対象となることがある。

なお、職員の懲戒処分の具体的な内容については、別途「千代田区職員の懲戒処分に関する指針」において定めるものとする。

人材派遣スタッフ、委託事業者が情報セキュリティポリシー及び実施手順に定められた情報セキュリティ対策に違反した場合の対応については、予め契約に定めておく。

附則

（施行期日）

この基本方針は、平成 15 年 10 月 10 日より施行する。

（施行期日）

この基本方針は、平成 19 年 5 月 1 日より施行する。

（施行期日）

この基本方針は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この基本方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この基本方針は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この基本方針は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この基本方針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。